

会計検査院特定事業主行動計画実施状況(平成28年度)の公表について

平成30年3月12日

会計検査院長

会計検査院では、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成17年3月に、17年度から21年度までを計画期間とした会計検査院特定事業主行動計画（前期計画）、22年3月に22年度から26年度までを計画期間とした会計検査院特定事業主行動計画（後期計画）を策定し、両計画に基づき次世代育成支援対策を実施しました。

そして、後期計画の実施状況、関連制度等の変化、職員のニーズ等を踏まえて、27年3月に27年度から32年度までを計画期間とした新たな会計検査院特定事業主行動計画を策定し、計画に基づき次世代育成支援対策を着実に実施してきたところです。

28年度における措置の実施状況について、同法第19条第5項に基づき公表します。

1 具体的な取組事項

(1) 勤務環境の整備に関する事項

「会計検査院における女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランス推進のための取組計画」（平成26年12月24日会計検査院長決定）に基づく取組状況のフォローアップとして公表されております。

(2) その他の次世代育成支援対策に関する事項

円滑な子育てには、親と子どもの相互理解が重要であると考えられ、親が働いている社会を子どもが肌で感じることは、その相互理解に大いに資するものと考えられることから、社会的にも極めて重要なものである会計検査院の業務及びそこで働いている者の姿を子どもたちに紹介する取組を実施しました。具体的には、夏休み期間中に「子ども（霞が関）見学デー」を会計検査院においても実施し、会計検査院の業務を紹介するプログラムを用意して実施し、多くの子どもたちに来訪してもらいました。